

○鯖江・丹生消防組合消防本部の組織に関する規則

昭和54年3月30日

規則第1号

平成7年3月から改正経過を注記

鯖江・丹生消防組合消防本部の組織に関する規則(昭和44年規則第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第10条第2項および第16条第2項の規定に基づき鯖江・丹生消防組合消防本部(以下「本部」という。)の組織および消防吏員の階級に関し必要な事項を定めるものとする。

(平18規則5・一部改正)

(組織)

第2条 本部に次の課を置く。

総務課

予防課

警防課

情報管制課

(平7規則1・全改、平11規則4・平13規則1・平20規則3・一部改正)

(分掌事務)

第3条 前条の課の分掌事務は、別表のとおりとする。

(平7規則1・平11規則4・平13規則1・平20規則3・一部改正)

(消防長)

第4条 本部の長は、消防長とする。

(職の設置)

第5条 本部に次長を置く。

2 課に課長、主幹、参事、課長補佐、主任その他必要な職員を置く。

(平7規則1・平11規則4・平13規則1・平14規則1・平17規則2・平20規則3・平23規則1・令2規則2・一部改正)

(階級)

第6条 消防吏員の階級は、次のとおりとする。

消防監

消防司令長

消防司令

消防司令補

消防士長

消防副士長

消防士

(職と階級)

第7条 消防長は、消防監の階級にある者を充てる。

2 次長は、消防司令長の階級にある者を充てる。

3 課長は、消防司令長の階級にある者を充てる。

4 主幹は、消防司令長の階級にある者を充てる。

5 参事は、消防司令の階級にある者を充てる。

6 課長補佐は、消防司令の階級にある者を充てる。

7 主任は、消防司令補の階級にある者を充てる。

(平7規則1・平11規則4・平13規則1・平14規則1・平17規則2・平20規則3・平23規則1・平30規則2・令2規則2・一部改正)

(職務の内容)

第8条 消防長は、上司の命を受け、消防事務を統轄し全ての消防職員を指揮監督する。

2 次長は、消防長を補佐し、消防長に事故あるときはその職務を代理する。

3 課長および主幹は、上司の命を受け分掌事務を掌理し、所属課員を指揮監督する。

4 参事は、課長および主幹を補佐し、その分掌事務を掌理する。

5 課長補佐は、上司の命を受け、その分掌事務を掌理する。

6 主任は、上司の命を受け、担当の事務を処理する。

(平11規則4・平13規則1・平14規則1・平17規則2・平20規則3・平23規則1・令2規則2・一部改正)

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年規則第1号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成3年規則第4号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成7年規則第1号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年規則第2号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成11年規則第4号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第1号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第1号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第2号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第1号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年規則第5号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表

(平20規則3・全改、平30規則2・令3規則5・一部改正)

課	分掌事務
総務課	1 組合の総合企画の策定および運営に関すること。
	2 消防行政の基本方針および計画に関すること。
	3 組合議会に関すること。
	4 監査委員の事務に関すること。
	5 行政組織に関すること。
	6 予算の編成および編さんに関すること。
	7 予算の執行管理および決算に関すること。
	8 組合債および一時借入に関すること。
	9 条例、規則等の制定および改廃に関すること。
	10 公印の管守に関すること。
	11 儀式および消防表彰に関すること。
	12 職員の任免、服務および身分に関すること。
	13 職員の人事、給与および手当に関すること。
	14 職員の教養計画および人事評価に関すること。
	15 職員および非常勤職員の公務災害補償に関すること。
	16 文書等の收受、審査、保存および廃棄に関すること。
	17 入札、契約に関すること。
	18 財産管理台帳の整備に関すること。
	19 公有財産の管理保全、処分および財産台帳の整理保存に関すること。
	20 保健衛生および福利厚生に関すること。
	21 情報公開および個人情報の保護に関すること。

	22 消防の記録および資料整備に関すること。
	23 共済組合に関すること。
	24 消防職員委員会に関すること。
	25 消防長会に関すること。
	26 消防音楽隊に関すること。
	27 他の課に属さないこと。
予防課	1 立入検査計画に関すること。
	2 防火管理講習に関すること。
	3 火災の原因および損害の調査に関すること。
	4 り災証明に関すること。
	5 消防広報および広聴に関すること。
	6 危険物製造所等の許認可事務に関すること。
	7 危険物製造所等の火災予防対策に関すること。
	8 危険物製造所等の立入検査に関すること。
	9 危険物法令違反の是正に関すること。
	10 危険物保安監督者等の指導に関すること。
	11 火薬取締法に基づく許可事務および立入検査等に関すること。
	12 特殊な物質等の火災予防対策に関すること。
	13 自主防災組織等の育成研修に関すること。
	14 幼年・少年消防クラブおよび女性防火クラブ等に関すること。
	15 鯖江・丹生防火協会連絡協議会に関すること。
	16 建築確認の同意に関すること。
	17 液化石油ガスおよび高圧ガスに関すること。
	18 違反対象物の公表に関すること。
	19 住宅防火に関すること。
	20 防災規制に関すること。
	21 火災予防に関すること。
警防課	1 訓練の計画に関すること。
	2 消防隊の指揮および運用に関すること。
	3 警防機械器具の整備に関すること。
	4 安全管理に関すること。
	5 消防水利の整備に関すること。
	6 開発行為に係る消防施設の設置に関すること。
	7 消防資機材の配備に関すること。
	8 消防力の整備指針 に関すること。
	9 消防施設整備事業に関すること。
	10 メディカルコントロール協議会に関すること。
	11 救急医療機関との連絡調整に関すること。
	12 緊急消防援助隊に関すること。
	13 国民保護に関すること。
	14 消防用ドローンに関すること。
情報管 制課	1 消防緊急情報システムの運用および維持管理に関すること。
	2 庁内ネットワークの運用およびセキュリティに関すること。
	3 公式ホームページ等に関すること。
	4 情報化の推進に関すること。
	5 災害通報の受信、出動指令および消防職団員の非常招集指令に関すること。
	6 通信施設の運用および管理に関すること。

	7 災害情報の収集および連絡に関すること。
	8 関係機関との連絡調整に関すること。
	9 消防関係電話および消防テレホンサービスに関すること。
	10 火災、救急救助および気象統計に関すること。